

国際社会科学学会規約

(名称)

第1条 本会は、学習院大学国際社会科学学会（Association of Gakushuin International Social Sciences Studies (AGISSS)）と称する。

(目的)

第2条 本会は、学習院大学国際社会科学部における社会科学及び英語教育の研究を促進し、学内及び学外の研究者相互の交流を図るとともに、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 機関誌、年報及びその他出版物の刊行
- 二 講演会及び研究会の開催
- 三 その他本会の目的を達成するために必要な事業で、本会の評議員会において適当と認め、会長の承認を得た事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次の者とする。

- 一 学習院大学国際社会科学部の専任教員
- 二 学習院大学国際社会科学部の学生
- 三 学習院大学国際社会科学部の非常勤講師、客員研究員、科研費研究員等のうち、会長が適当と認めた者
- 四 前3号に定める者のほか、本会の評議員会において適当と認め、会長の承認を得た者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 学習院大学国際社会科学部長とする。
- 二 評議員 学習院大学国際社会科学部専任教員とする。
- 2 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 3 評議員は、評議員会を組織し、重要事項を審議する。

(委員)

第6条 本会に、運営委員2名及び会計監査委員1名を置く。

- 2 運営委員は、評議員会において互選し、その任期は2年とする。
- 3 運営委員は、学会運営の企画にあたる。
- 4 会計監査委員は、評議員会において互選し、その任期は1年とする。
- 5 会計監査委員は、会計年度終了後、会計監査を行い、結果を会長に報告する。

(評議員会)

第7条 会長は、必要であると認めるときに評議員会を招集し、その議長となる。

- 2 評議員の5分の1以上の者が連名で会議の目的たる事項を示して請求したときは、会長は、評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員会は、この規約に規定してあるもののほか、予算、決算、事業計画の承認その他会長が付議した事項を審議する。
- 4 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 5 議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、学習院大学国際社会科学部事務室に置く。

(規約の改正)

第10条 この規約の改正は、本会の評議員会の審議によって行う。

附 則

この規約は、平成28年8月1日から施行する。